

## 6 デート DV 相談対応マニュアル

### (1) 相談対応例

生徒から DV の相談を受けたり、家庭の DV に気付いた時に、どのように対応したらいいでしょうか。対応は、ケースごとに異なり、正解はありませんが、以下に具体的な事例を挙げて、対応を行う場合の留意点やヒントをまとめてみました。

#### <事例 1> 束縛がきついけど、でも相手のことが好き・・・

高校 2 年の A 子は、B 男と高校 1 年から交際しています。最初は、A 子が B 男を片思いしていたので、やっと交際できるようになった時は、A 子はうれしくて仕方ありませんでした。B 男からのメールが待ち遠しく、メールが来たらすぐに返事をして、電話も着信があるとすぐに取りっていました。付き合ってから 2 か月目、クラブの部室に携帯を忘れ、その晩は、メールや着信があったのではと、気が気ではありませんでした。

翌日、学校へ行くと、B 男の機嫌が悪く、「日曜の予定決めようと思ったのに、何でメールに返事しないんだよ」と言われました。「携帯忘れたから」と、説明しようとしたが、B 男はふいっと去ってしまい、A 子はとても悲しくなり、これからは携帯を絶対離さないようにと、文字どおり肌身離さず、寝る時も枕の側に携帯を置いて、いつも気を付けるようになりました。

ある時、A 子がクラブの男子生徒と話していたら、B 男がすごく不機嫌になったので、その後、A 子は他の男子と話すのをやめてしまいました。クラスの女子と放課後しゃべっていて B 男を待たせた時も、いい顔をされなかったので、女子と遊ぶのもやめるほうがいいと思い、部活やクラスの友達ともだんだん疎遠になってしまいました。

毎日、放課後も土日も B 男と一緒に、うれしい反面、いつも B 男の顔色をうかがっている自分に嫌気がさし、B 男の「おまえ、とろいなあ」など、A 子をばかにした言い方に、傷つくこともあります。しかし、B 男と別れることは考えられないし、友達には B 男とうまくいっているとしか話していないので、今更相談しづらく、風邪で保健室に行った時に、養護の先生に相談してみました。

#### 対応のポイント

##### ◎ A 子が B 男に合わせているだけに見えるが、こういうことも DV と言えるのか？

B 男は、具体的な要求をしていないのに、A 子が B 男の気持ちを思い巡らして B 男に合わせています。結果として、束縛がひどい状況をつくっているように見えるので、「A 子が一方的に気にしすぎているだけで、B 男は悪くない。DV ではないのでは？」という印象をもつ人も多いかもかもしれません。また、A 子に責任があるという見方をされるかもしれません。

しかし、B男は、A子の「好きな相手の機嫌をそこねてはいけない、女子のほうが相手に合わせるのは当然だ。」という思い込みや言動を利用し、巧妙に支配しています。

DVは、このように「相手の機嫌をそこねたくない。」というレベルから始まることが多く、B男がちょっと不機嫌な表情をして見せるだけで、A子の行動を簡単に支配しています。このまま放置しておけば、DV行為がエスカレートしていくことが予想されます。

### ◎ A子が気付くことが大切。自分の主張ができるように支援を！

まず、この段階で息苦しさを感じたというA子の感受性の健全な部分や、相談に来たこと自体を前向きに評価して伝えます。例えば、「息苦しいって感じてるのは大事なことだよ。それは、あなたがどこかで無理しているということだからね。勇気を出して相談に来てくれて本当によかった。」などと言葉掛けをします。

A子がもっている、恋愛における男女の性別役割についての考え方や、相手の要求を先取りしてしまったことについては、責めないで、振り返ってみるようにします。DV被害に気付くためのチェックリスト（p63参照）などを使って、自分が受けている行為がDVであることに気付けるようにします。被害に気付いても、すぐに別れたい気持ちはなく、現状を変えたいとA子が思っているのであれば、次の段階として、相手の顔色をみて行動するのではなく、自分の気持ちや意思を確認しながら、相手にきちんと伝える方法を試みるように一緒に考えていきます。必要に応じて伝え方の練習をして（Iメッセージの応用：私は今日は〇〇の予定がある、明日は△さんとでかけたい、B男からそういうふうと言われるとつらい、など）、B男のその時の反応を見ながら、一方的になっている関係を修復できるかどうか試みます。

もし、修復の試みがうまく行かない場合は、一方的な関係をA子自身がどう思っているのか話をしていき、もう続けられないとしたらどうしたいか、今後の方向性を一緒に考えます。また、別れる選択肢もあることを伝えます。

### ◎ A子とB男を担当する教師は分ける。チームをつくって支援を！

B男に対しては、A子と別の教師が対応し、A子との関係について、対等なものかどうか、不満に思うのはどういうところかなど、話ができる場をつくるようにします。

同じ教師が加害生徒と被害生徒から同時に話を聞くことは、相談を受ける側が個人の価値観でどちらかに味方をしたくなるなど、客観性を保つことが難しくなります。また、生徒の方からも、自分のことを信じてくれないのではとか、自分が話したことが相手に伝わってしまうのではないかなど、不満や不信が起りやすくなります。そのため、加害生徒と被害生徒の担当は必ず分けた上で、チームとして情報交換をしながら支援をするという配慮が必要です。

学年やクラス全体でDV予防教育の時間ももち、みんなで対等な関係について考える雰囲気をつくり、A子、B男自身が、二人の関係を見直すきっかけとしてください。

## ＜事例2＞ 身体暴力があり、もう限界と思うけど・・・

C子は高校1年、D男は高校2年。C子が入学してすぐ近所のD男と話すようになり、付き合うようになって、もうすぐ1年になります。世話好きのC子は、遅刻がち、休みがちのD男を迎えに行ったりしています。D男の両親はDVが原因で別居しており、D男は祖父母宅に同居しています。C子は、気ままな生活をしているD男に、朝起きられるようにモーニングコールをしたり、宿題の確認を毎晩したりするなど、世話を焼くようになりました。C子の母親は、娘に注意をしましたが、C子がかえって反発し、D男の家に入り浸るようになってしまいました。D男は、うるさくなってC子を叩くこともあるが、甘えて泣きつくこともあり、C子は、D男に頼られることがうれしくもあります。C子のおかげでD男の出席日数も増えているので、最初は、周囲もいい効果があると思っていましたが、C子の腕や足にひどいあざができていたり、授業中ぼんやりとして成績も下がってきたりしたので心配になり、「別れたほうがいいよ。」と、引き離そうとし始めましたが、C子は親や先生や友達の言うことには耳を貸しません。

しかし、ある日、C子は、ひどく殴られて、「もう限界かもしれない。」と、泣きながら保健室へ相談にきました。

### 対応のポイント

#### ◎被害の自覚を促し、安全確保を！

かなり深刻な状況です。まず、C子へ「大変だったね、よく相談に来てくれたね。心配してたんだよ。」などと声を掛け、相談に来てくれたことを十分評価します。その上で気持ちを聞き、これまでの経過、どんな暴力があるのか、一番ひどい暴力はどんなものか、どういう時に起きているかなど、状況を確認します。

C子が、自分の状況を客観的に見て、DV被害を受けていることを自覚するよう促し、どんな状況でも暴力を受けることはあってはならないことを伝えます。

別れるように勧めても、すぐには受け入れないと思われるので、とても心配していること、もっとひどい暴力になる可能性があることを伝えます。

暴力を振るわれないために何ができるか、暴力を回避できた時はどういう時だったかなど、これまで効果があったことを聞き、役立ちそうなことの確認をします。このことで、無力感を少しでも和らげ、自分で何かができるという気持ちをもたせることができます。

暴力被害を受けたことを責めず、いつも味方であるからと明言します。

「もう限界」、と感じている気持ちを大事にして、「まず安全な生活を送れるように一緒に考えよう」と提案します。しばらく距離を置くことを提案し、登下校時や学内で、D男と二人きりにならないように対策を考えます。

D男に同情し、保護者的な行動をとっても、D男の人生を、C子を変えることはできないこと、特に被害を受けている立場で、D男の暴力をなくすことは不可能であることを話します。

### ◎診断書を取る、警察への相談も必要！

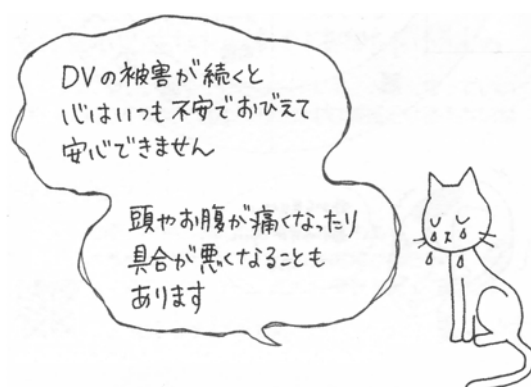
けがやあざがある場合は、本人の了解の下に写真をとり、医師の診察を受けて、診断書をもらうことを勧めます。傷害事件として、警察へ相談することも必要だと話し、恋人同士でも、決して許されない犯罪であると、被害の自覚を促します。

解決のために、保護者に話す必要があることを丁寧に説得します。相手の保護者に対してどう対応するかも、C子の保護者を交えて相談することが必要だと話します。

相手への情にほだされて、すぐにまた相手に会ってしまったたり、また暴力を受けたりしてしまうことも前提に、暴力があったら、とにかく直後に必ず来てねと、約束をして、叱らず、見放さずに対応します。

### ◎心身への影響が大きい場合は医療機関とも連携

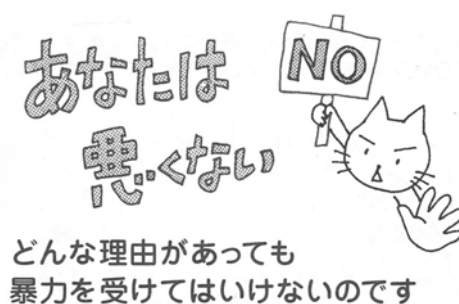
C子の日常生活を聞き、食欲がない、睡眠がとれていない、無力感に襲われている等の症状がある場合は、暴力の被害を受けると、このような症状が起きやすいことを伝え、医療機関への受診を勧めます。保護者や本人にとって、医療機関の敷居が高い場合は、スクールカウンセラーから助言や紹介をしてもらうのもよいでしょう。



### ◎D男に対しては、暴力は犯罪だと伝える

D男に対しては、C子にけがをさせていたら、直ちに話を聞く場を設け、暴力は犯罪であり、恋人でも決して許されないことをきちんと伝えます。状況によっては、警察に相談する必要があると話します。ただし、最初から脅すような態度ではなく、暴力をふるった時の状況を丁寧に聴き取り、暴力行為は決して許されないことを伝えた後で、「どういう気持ちでC子を叩いたの？その時の気持ちを覚えている？よかったら話してみて。」など、D男の気持ちを受け止めるようにします。D男への対応は、C子とは別の人が連携しながら対応し、スクールカウンセラーや外部の相談機関などとも対応方法を相談しながら進めます。

傷害事件になるような場合は、保護者と連絡を取り、児童相談所や警察とも連携をし、責任をあいまいにしません。



### ＜事例3＞ 友人がDVを受けているようだ・・・

高校2年のF子が、クラスメートのG子のことで、担任に相談に来ました。G子は、別の学校の男子生徒と交際しているが、最近、束縛がひどく、性的な被害も受けて悩んでいるようだとのこと。友人たちは、付き合いをやめるように何度も話すが、聞き入れず、ぐちを言いながら付き合いを続けるF子に対して、友人たちは、「好きで付き合ってるんだから、もうほっておこうよ」と言うようになっています。しかし、いろんな理由を付けて学校を休んだり、食欲もなくなっているG子を見てると、とても心配なので、自分はどうしたらいいだろうかと悩んでいるということでした。

### 対応のポイント

#### ◎別れられないこと自体がDVの大変さだと知ってもらう

本人には被害の自覚がないのに、周囲が気付いて心配するという例は多く、周囲からの忠告を無視したり、否定したりすることが多いので、周りの友人たちも、次第に距離を置くようになってしまうようになります。しかし、苦しんでいる友人を見ているのはつらいものです。相談に来たF子がG子を心配する気持ちや、いらだち、相手の男子への怒りなどを十分に受け止めることが必要です。

#### ◎友人を責めたり批判したりしないこと、来談を勧める

F子にDVについて説明し、G子の言動がDV被害を受けたものによくあることを知ってもらいます。G子を責めたり批判したりしないように見守ってほしいこと、大人の支援がないとDVの解決は難しいことを伝え、G子が直接相談に来るように勧めてほしいことなどを伝えます。F子が勝手に相談をしたことをG子に知られたくない場合は、担任がG子と話す機会をつくって様子を聞くことが必要になります。

クラスや学年でDV予防教育の機会をつくり、全体で、DVについての知識を共有することも大切です。

#### もし、友だちから相談されたら

しっかりと話を聞く、批判しない、相談先を教える  
「あなたが悪いのではないよ」「いつでも力になるよ」  
と伝えよう



注意：こんな言葉は決して言わないでね  
「愛されてるからよ」  
「よくあることだよ」  
「相手を怒らせないようにすれば？」

#### もし友だちが誰かに暴力をしていたら

どんな理由があっても、  
暴力を肯定しない  
それは暴力だから  
やめるようにと言う



#### <事例4> 両親のDVが心配・・・

お腹が痛い、熱っぽいという理由でよく保健室へ来る中学3年のH子。今日も保健室に体温を測りに来たが、熱はないのに、なんとなくぐずぐずしています。寝不足だということで、なぜ眠れなかったのかと聞くと、「両親のことで眠れなかった。」とのことです。昨日も、大きな声で怒鳴り合い、父親が物を投げたり母親を殴ったりする音が聞こえて、小学校4年の妹と一緒に、じっと息をひそめていたそうです。

翌朝、母親は、平気な顔で食事の用意をして、パートに出て行き、父親も普通に出勤していたので、「あれは何だったのか。」と思ったとのこと。H子が小さい時から、数か月に一度、こういうことがあり、とても怖いのが、母親にそのことをたずねたことは一度もないこと、父親のことは怖くて嫌いだ、妹には優しいので、妹は父親になついていることなどを話してくれました。

「離婚すると生活ができないのよ。」と、以前、母親が、実家の祖母に話していたのを聞いたことがあり、「どうしていいかわからない。」と心配そうに話します。

#### 対応のポイント

##### ◎心配を受け止め、一緒に考える

家庭のことを話すことに、羞恥心をもったり、親の名誉を傷つけたという罪悪感を感じたりするので、「H子が話してくれて、よかった。家のことを話すのは、とても勇気がいることだけど、話すのは大事なことだよ。」など、話してくれたことへの気持ちの負担を軽くします。

母親のことを心配する気持ちを受け止めた上で、親の問題は、親同士で解決するしかないし、母親は自分の生き方を自分で決めることができ、どんな選択をしても、いろいろな制度があるので大丈夫と安心させます。

もし、再度の暴力があった場合、親戚や近所の母親が日ごろ相談している人がいるかどうか、H子が話せる相手がいるかどうかを確認します。怖い時は、相談できる人に頼んで、110番してもらってもいいと伝えておきます。実際には110番をしなくても、いざという時に取れる行動の選択肢をもっておくことが、H子の安心感につながります。心配な時は必ず話に来てねと約束します。

##### ◎母親には支援情報の提供を！

母親と、H子の学校の様子を話し合うという理由で面談を行う機会がもてれば、支援情報（p64 参照「長崎県内の相談機関一覧」）の提供ができます。教師と母親が話すことについては、H子の同意が必要です。

また、母親に、相談機関などの支援情報を直接伝えることができない場合は、保健室便りなどの生徒・保護者向けの媒体を使って相談窓口を案内したり、リーフレットを配布したりするなど、情報提供を行います。

H子の不安が大きく、不眠が続くような場合は、スクールカウンセラー等の活用や、医療機関の受診を勧めるなどの配慮が必要です。

### ＜事例5＞ 母親が家を出て行った……。将来、自分も暴力をふるうのかと心配。

日頃おとなしい高校1年のI男が教室のガラスを割り、手を切ったので、保健室に来ました。話をしているうちに、母親が急にいなくなったことが分かりました。父親の暴力がひどくて、小6の弟だけを連れて家を出たようです。以前、I男は、高校が変わるのは絶対いやだと母親に言ったので、母親は、I男を連れていくのをあきらめたのだと言います。父親は、家事が苦手な上に、仕事で帰りが遅いので、食事をはじめ、洗濯や掃除はI男の仕事になっています。I男は、家庭学習に身が入りません。父親は、酒を飲んだときに、くどくどと母親の悪口をI男に言います。I男は、父親の暴力が嫌いだが、時々わけもなくイライラして、友達につっかかってみたり、今日のように乱暴に手でガラスを割ってしまったりします。自分も大人になったら、父親のようになるのかと思い、とても怖くなると話しました。

### 対応のポイント

#### ◎罪悪感や羞恥心、不安を受け止め、具体的な相談を！

母親に置いて行かれたショック、母親を裏切った罪悪感など、複雑な気持ちを受け止めます。父親の不満を一身に受け止めているつらさや父親への怒りなどから、イライラするのは当たり前のことです。そういう中でよく登校を続け、慣れない家事なども頑張っていることを評価します。

食事ができているか、経済的なことは大丈夫か、眠れているか、勉強はできているかなどを確認します。不自由なことや困っていることを聞くことで、ひとり親家庭のサポート情報などをネットなどで一緒に調べることもできます。簡単な料理、洗濯など、実際に役立つ家事のコツの伝授なども、安心感につながります。

#### ◎暴力は否定しても親の人格を否定しない

父親から母親への暴力行為は決して肯定できないが、父親の人格を否定するような表現はしないように配慮します。父親の悩みや怒りを理解はできても、暴力を振るっていい理由にはならないことをゆっくり話します。

#### ◎暴力を振るわない生き方を選ぶ

父親のDVを見ている子どもたちは、将来、自分も父親のように暴力を振るってしまうのではという恐怖心をもっていることがあります。誰もが自分の行動は自分で選んで決めていること、DV家庭で育っても暴力をしない大人の方がたくさんいることを話し、安心するように伝えます。不安な心境をきちんと話せたことが、暴力を選ばない第一歩なので、大丈夫だと話します。それでも、いろいろ心配がある場合は、そのたびに話しに来てほしいと伝えます。

家庭で何か変わったことがあったら、必ず話してくれるように約束します。スクールカウンセラーなどによる定期的に面談を設定するのも良いことです。

## (2) 相談を受けた時の対応の基本

### ① まず、よく聴く。

被害生徒が相談してくれたことを評価し、話を徹底的に聴き、批判、否定的な評価をしません。

「よく話しに来てくれたね。」

「そうだったんだ、大変だったね。」 など。

### ② 心配していること、味方になりたいことを伝えます。

「今、大丈夫かな？心配なんだけどな。」

「何とか力になりたいと思っているけど、何かできることがあったら言ってくれる？」

「今、一番困っていることは何？」

### ③ 安全確認を第一に、具体的な事実関係をはっきりさせます。

あせって初回からあれこれ聞き過ぎない配慮も必要。ただし、けががあるなど、緊急な場合は別。

「今は安全？ どんな状況だったの？ いつごろからこんなことが始まったの？」

どんな暴力があるのか？

程度がひどくなっていないか？

頻度はどうか？

一番ひどい時の状況について、などを確認する。

\*けがなどがあった場合は、これは犯罪であるという意識を被害者にもってもらうことが必要。恋愛のもめごとの枠を超えた行為だと、自覚することが大事。

### ④ 自分が受けていることがDVだと認識させます。

チェックリスト (p63 参照) などを使って、当てはまる項目を自分で確かめさせ、

「そういう行為はDVと言うんだけど知ってた？」

「あなたのことを本当に大事だと思っていたら、バカにしたり、たたいたり、しないはずだと思う。」

など、暴力を受けているという自覚を促します。

身体暴力以外にも、精神的な暴力や、お金にかかわる暴力、性的暴力があることを知り、特に、恋人間でも性的暴力が存在し、性行為の強要、避妊をしないことは、性暴力であることをはっきり認識させます。性的な関係がある場合は、避妊の有無を確認し、性感染症の可能性が誰にでもあること、婦人科への受診が、お互いのために必要なことだと伝えます。



#### ⑤ 具体的にできることを試みます。

「携帯チェックやめてって、言ったことある？ 今度言ってみてはどう？」

「そういうの好きじゃないって、言える？ 言ったらどういうふうに返事すると思う？」

「避妊してって言えないの？ 言ったら相手はどうすると思う？」 など。

言えそうなことを、実際にロールプレイで練習してみるのも良い。

怖くてできそうにないことは、やる必要はないので、本人ができそうなことから試してみて、その結果を必ず教えてもらうように約束します。できなくても次回来てもらう日時を決めておきます。

#### ⑥ これからどうしたいかを考えます。

今後の選択肢を考えます。方針が決まれば、その方向で支援します。付き合いを続けたいという選択をしても、否定せず、相談をつなぎながら、必ず時々様子を知らせてくれるように伝えます。

別れたい場合は、別れる意思を、いっとう伝えるか、伝える時は安全と思うかなどを確認します。1人で登下校するのが不安な場合は、友人と一緒に下校させる、家族に迎えに来てもらうなどの方法を考え、校内でも1人にならないように工夫します。

また、別れるつもりでも、気持ちが揺れることは多いので、別れると言ったのに、実際は別れないなど、周囲から見れば矛盾の多い行動を取り、本人もそのことを後悔めたく思い、相談が途絶えることもあります。それを責めるのではなく、気持ちが揺れるのは当然なので、本人に一番いい方向を一緒に考えていくというスタンスで対応します。

#### ⑦ 相手方（加害生徒）への関わり方

同じ学校であれば、担任等、加害生徒が信頼している教師に関わってもらい、被害生徒との関係や、暴力について話ができるように進めていきます。この場合、同じ人が、男女双方の話を聞くことは避け、必ず別の担当者を決めます。

加害生徒の担当者は、ゆっくり話ができる関係をつくり、具体的にどういう暴力を振るったのか思い出させます。その上で、振るった時の気持ち、謝罪をしたかどうか、反省をしているかどうかなど、きちんと聞いていきます。家庭環境、暴力についての価値観、男女の役割意識などについての話などができることが望ましいです。今後、暴力を振るいそうな時は、その前に必ず来てほしいこと、彼女との関係に不満があったら話してほしいこと、特に、もしも暴力を振るってしまったら、必ずすぐに来てほしいことを話します。

被害生徒と加害生徒が同じ学校でない場合は、生徒指導主事のネットワークを通じて相手方の学校と連絡を取ります。通学していない場合は、学校での対応は困難なことが多いのですが、加害生徒の情報があるほうが、安全確保もしやすいので、児童相談所や女性相談窓口、警察との連携ができるとよいでしょう。

被害生徒にけがをさせたりした場合は、犯罪となり得る重大な事態だと本人にも認識させるため、警察に相談することも必要になります。警察に相談したからといって、事件として立件するかどうかは別の問題です。警察へは、被害生徒本人や、その保護者から相談することになります。

加害生徒に対しては、謝罪させて終わり、叱って終わりではなく、自分の行った行為が暴力であることを理解した上で、反省し、謝罪する、DVについて学ぶ、相手の意思による別れを受け入れる、非暴力・対等な人間関係を築くよう学び続けることなど、継続した関わりが必要となります。スクールカウンセラーや外部の相談機関と連携して対応することも効果的です。

### ⑧ デートDVについて学ぶ

普段から、デートDV予防教育をしていることが望ましいですが、特に、DVが生徒の間に起きた時は、学校全体として、また、学年単位、クラス単位で、デートDVについて学ぶチャンスでもあります。生徒の中では、DV行為が恋愛の中で当然だと思われていたり、暴力があることにあまり疑問や抵抗を感じていなかったりする場合もあるので、全体でDVについて学ぶことが大切です。どんな行為がDVに当たるのか、男女の対等な関係の大切さ、どんなに相手のことを好きであっても暴力を我慢してはいけないこと、暴力はどんな理由があっても許されないなどの常識を学校が一体となって共有することが大切です。教職員と生徒の皆が、デートDVについての正しい知識をもつことは、DVへの抑止力になるとともに、学校としての人権意識を高めることになります。

### ⑨ 家庭でDVがある場合

状況をゆっくり聞いた上で、夫婦間の暴力や離婚、別居などは、まず大人同士の問題であり、子どもには責任がないこと、一人で心配しすぎないことを伝えます。その上で、今、困っていることは何か、学校の範囲で何ができるかを一緒に考えます。母親が相談機関につながっていない場合や、安全に情報提供できる場合は、相談機関を案内しても良いでしょう。そうでない場合は、保健室便りなどで、相談窓口の情報を提供したり、保護者会などで全員にカードやパンフレットを配ったりする方法もあります。生徒のおびえ方がひどい場合や、ネグレクト状態にある場合は、児童相談所に相談することが必要です。

### ⑩ 学校としての対応の基本

いずれの場合も、一部の関係者ではなく、校長のリーダーシップの下に対処方針を協議して決定し、被害生徒及び加害生徒の各担当を決め、チームで対応することが基本です。